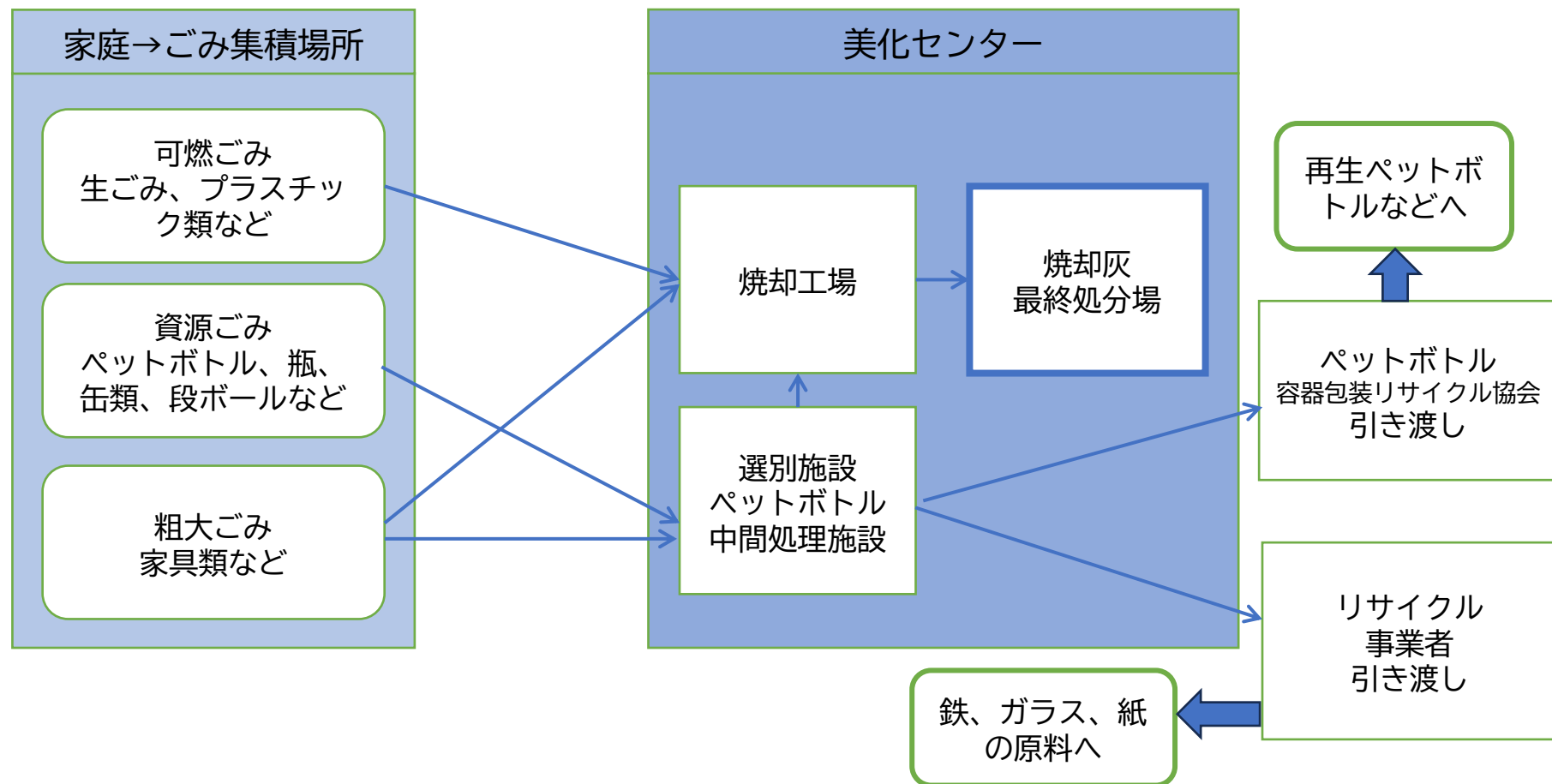


令和8年度 第1回湯河原町真鶴町 プラごみ等資源化減量化検討委員会資料

日時：令和8年5月25日（月）

湯河原町・真鶴町のごみ処理の流れ



ごみの現状と課題

施設 の 特性

焼却施設と焼却灰の最終処分場の設置

箱根町のごみも受け入れている



- 現施設が老朽化しつつある。
- 小田原市・箱根町・湯河原町・真鶴町で広域化による新たな焼却施設など検討中

ごみ の 特性

一人当たりのごみ量が多い

リサイクル可能なものが焼却処理されている量が多い



令和6年度	1日一人当たり ごみ量	資源化率
湯河原町	1,451 g	17.9%
真鶴町	1,115 g	20.6%
県平均	753 g	24.3%



- ❑ ごみ処理費の増大
- ❑ 温室効果ガスの増大
- ❑ 資源の有効活用

目標とする姿



□ ごみの総量の削減

□ 可燃ごみから資源ごみに分別

ごみ量削減のキーワード 3R活動

Reduce(リデュース)

～ごみになるものを減らす～

マイバッグの利用、レジ袋をもらわない
余分な包装（過剰包装）を断り、簡易包装に
生ごみを堆肥にする（生ごみのリサイクル）
洗剤・シャンプーなどは詰め替えられる商品

Reuse(リユース)

～再使用（物を大切にしておいて、捨てずに、くり返し使うこと）～
いらなくなったからといって、すぐに捨てるのではなくもう一度使えないか、別のことに使えないかなど
例えば、フリーマーケットやバザーの利用

町民一人ひとりの
3R活動の推進

Recycle(リサイクル)

～ごみとして捨てるのではなく、「資源」として正しく分けて出すことで、新しいものに生まれるから

例えば

- ・新聞・雑誌、段ボール、紙パック、雑紙などは、トイレットペーパーなどに生まれ変わる
- ・プラスチック製容器包装（プラマーク）は、工業用プラスチック製品に生まれ変わる
- ・衣類（古布）の一部は、反毛（はんもう）として車の内装材やクッションなどの中身に生まれ変わる

プラスチックごみの分別リサイクル

背景

■「プラスチック資源循環法」施行(令和4年4月)

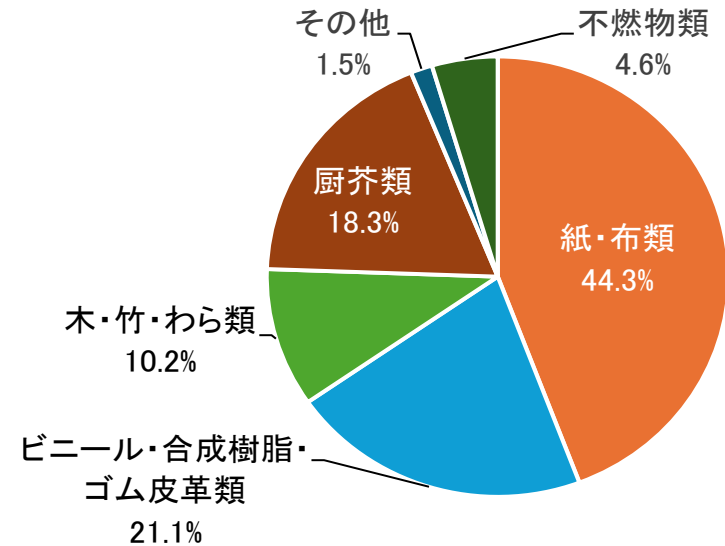
⇒市町村にはプラスチック資源の分別収集の拡大と資源化が求められている

【県内事情】

☆プラ製容器包装の分別 ⇒ 県内では湯河原町と真鶴町だけが未実施

☆製品プラスチックの分別 ⇒ 新しい制度で、県内では横浜市や川崎市など一部の市町で実施

現状



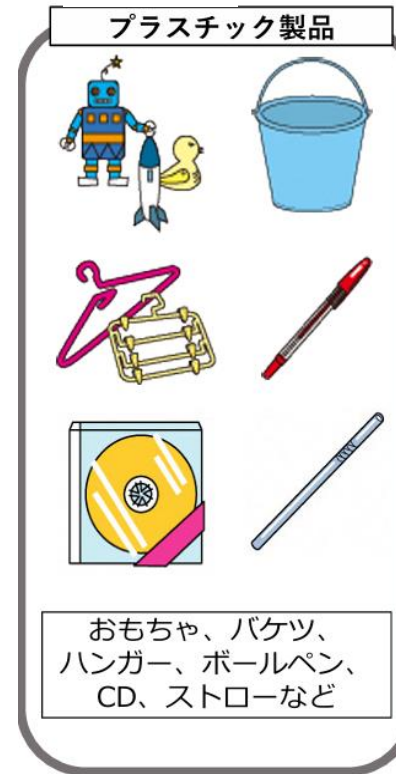
湯河原町・真鶴町においても早期に町民の理解をいただきながら、プラスチックごみの分別・リサイクルを行う必要がある

プラスチックごみの種類

容器包装リサイクル法（H7）



ほぼ毎日出る、柔らかい、カスの付着
など
→すでに法制度がある



大掃除など季節的に出る、硬い、
比較的きれい

プラスチック資源循環法（R4）

プラスチックの循環



異物除去などの
中間処理

リサイクル事業者
によるプラスチッ
クの再生原料の製
造

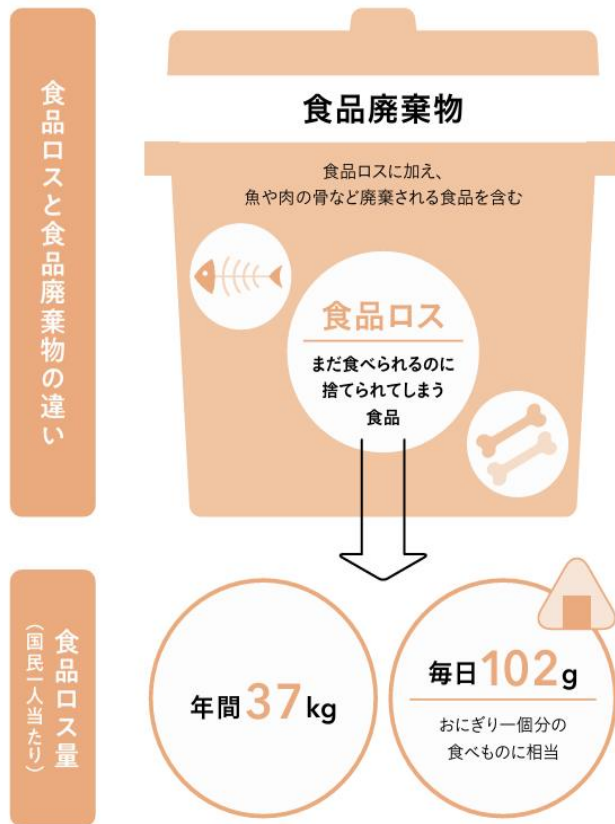
家庭でのプラス
チックごみ分別
排出

新たなプラス
チック製品の製
造



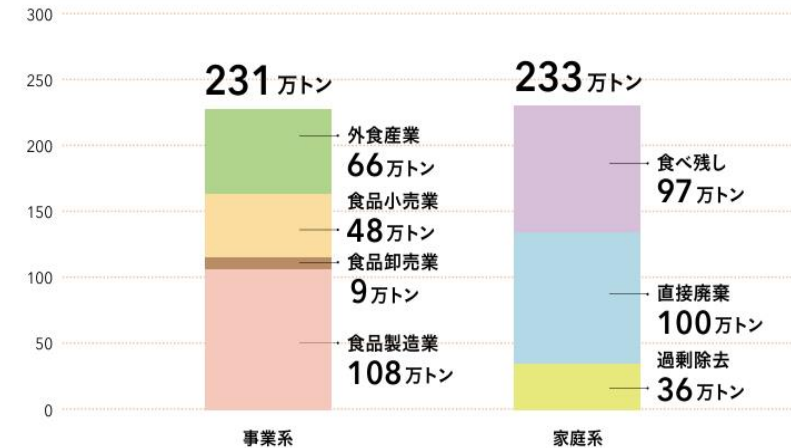
画像の引用元：(公財)日本容器包装リサイクル協会 <https://www.jcpra.on.jp/law/wakaru/re-mta.html>

食品ロスの削減 ～消費者庁資料より～



▶食品ロスの内訳

(単位：万トン)



湯河原町・真鶴町のごみにおいても、食品ロスは多く含まれています。ごみ総量削減の重要なテーマです。